

富岡町障がい者基本計画等策定業務委託仕様書

1. 業務名

富岡町障がい者基本計画等策定業務委託

2. 業務場所

富岡町内

3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 29 日まで

4. 業務目的

本業務は、障害者基本法第 11 条に基づく「障がい者基本計画(第 3 期)」、障害者総合支援法第 88 条に基づく「障がい福祉計画(第 7 期)」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障がい児福祉計画(第 3 期)」の計画期間が令和 8 年度をもって終了することから、令和 9 年度からの 3 年間の計画期間とする新たな計画を策定することを目的とする。

5. 委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 現状把握・分析業務

- ① 現行計画(第 3 期 障がい者基本計画、第 7 期 障がい福祉計画、第 3 期 障がい児福祉計画)の進捗評価を行う。
- ② 町の障害者支援の現状把握(分析)、課題抽出及び整理を行う。
- ③ 富岡町災害復興計画(第三次)、富岡町地域福祉計画(第 1 期)等の町の関連計画との整合性を図り調整すること。

(2) 障害福祉サービス見込み量の検討・数値目標の設定

- ① 現行計画の実施状況およびニーズ調査(令和 7 年度実施済。調査件数 310 件)をもとに、障害福祉サービス等及び児童通所支援等の事業量の見込みを推計すること。
- ② 推計結果および町の資料等をもとに、国の基本方針を踏まえて、計画における各種事業の目標量の設定を行う。
- ③ サービス見込み量・目標量の設定については、富岡町を区域として推計を行うものとする。

(3) 次期計画の作成

以下の 3 計画をまとめて一体のものとして作成する。

- ・第 4 期 障がい者基本計画
- ・第 8 期 障がい福祉計画
- ・第 4 期 障がい児福祉計画

- ① 障がい者基本計画等策定委員会に提出する計画書骨子案及び素案を作成する。

②策定委員会等の意見を踏まえ、骨子案及び素案の補正を行い、レイアウトの編集及び文書校正を行う。

(4)会議等の運営支援

計画策定に必要な意見を十分に収集できるよう会議を支援する。

障がい者基本計画策定委員(開催回数 4 回程度)

- ①会議の運営支援(資料作成・助言)、会議への出席
- ②議事録の作成
- ③策定委員に対する計画書の内容説明

(5)パブリックコメントの実施支援

次期計画案に関して、町が実施する住民向けパブリックコメントについて、資料作成及び意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

パブリックコメントの実施時期は、令和 9 年 2 月頃を想定している。

6. 成果品

成果品	仕様・形式	部数	納入期限
富岡町第 4 期障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画書	A4 版、表紙 4 色刷・本文 1 色刷、100 頁程度 ※電子データ (word 形式)でも提出すること	100 部	町が指定する日
計画書概要版	A4 版、8 頁、電子データ (word 形式)	—	R9.3.29
サービス見込み量等の算出データ	電子データ (excel 形式)	—	R9.3.29

7. 検査

本業務が完了したときは、完了届及び成果品を提出し、業務の完了を確認するための検査を受けるものとする。

8. 委託料の支払い

委託料の支払いは、検査終了後適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

9. その他

(1)体制

本業務を実施するにあたり、受注者は技術的な管理をつかさどる業務責任者を 1 名指定すること。

(2)提出書類

本業務を実施するにあたり、受注者は、下記の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

①着手届

②作業工程表

(3)契約不適合責任

引き渡された本業務の成果品が契約内容に適合しないものであるときは、発注者は受注者に対し、成果品の修補、代替物の引渡し又は履行の追完を請求することができるものとする。

(4)成果品の帰属

本業務の成果品及び業務遂行により発生した資料は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(5)損害の賠償

本業務遂行中に受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(6)守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報について、受託者の許可なく他に利用、開示してはならない。

(7)個人情報の保護

受注者は、本業務にあたり、個人情報保護法及び別紙「個人情報取扱特記事項」について遵守するものとする。

(8)補則

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者による協議のうえ、受注者の指示に従い業務を遂行するものとする。